

地震時における消火用水、医療用水等の確保について

地震時における消防水利としての水道、医療用水等の確保に関しては以下のとおり過去においても検討されており、その必要性、水道との関係等の基本的な考え方が整理されてきた。

この基本的な考え方に基づき、各地域においてこれらの確保のために必要となる施設整備の内容、優先度、あるいは負担のあり方等について水道事業者と防災部局、医療機関等との間で合意、方向付け等が行われるべきである。

消防水利としての水道について

現行の水道法では水道用水に消火用水を積極的に含めるような位置付けとはなっていない。

しかしながら、水道は消防水利として期待される部分も多く、平成9年に策定された水道の耐震化計画策定指針（案）¹⁾においては地震時に適切な消防水利を確保できるように、地震直後の断水発生予測等を消防部局へ情報提供することが位置付けられている。

さらに、兵庫県南部地震では水道の消防効果が再認識²⁾されており、防災担当行政部局と水道事業者との間で地域防災の観点から消防水利としての水道のあり方が検討され、その必要となる施設の整備主体、費用負担を含めた調整が進められることが期待される。

医療用水の確保について

水道の耐震化計画策定指針（案）¹⁾では地震に伴う断水の影響の程度を評価し、病院等の医療機関における負傷者治療、入院患者、通院患者の治療等の機能を考慮し、地震時においても医療用水が確実に確保することの重要性を位置付けている。このため、施設の耐震化の優先順位付けにおいても、医療施設等に対しての給水ルートの耐震化には高い優先順位をつけるべきとしている。

このように、水道事業者が地震対策としての耐震化計画には、医療施設等において円滑かつ確実に活動が行えるような内容となっているべきであり、新たに策定する際には十分考慮すべきである。さらに既存の耐

震化計画が存在する場合においても医療用水確保の観点からの適宜見直されるべきである。

- 1) 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課：水道の耐震化計画策定指針（案）、1997
- 2) 保野健治郎、早川哲夫：「火災と消防～火災を知り防災機能としての水道の役割を考える～」、（財）水道技術研究センター技術レポート、2001

（参考）

消火用水に関する水道法の関連条文

第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の保証をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。